

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会

目標 3 「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」

専門委員会（第1回）

会 議 録

日 時 令和元年8月8日（木）10時00分

場 所 エルガーラホール7階 中ホール

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会
目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」専門委員会（第1回）
〔令和元年8月8日（木）〕

開会

○事務局 おはようございます。

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまから、福岡市こども・子育て審議会の目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」専門委員会を開会いたします。

こども未来局総務企画課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

第5次子ども総合計画につきましては、去る2月に、策定についての諮問を審議会にさせていただいたところでございます。三つの目標ごとに専門委員会を設置しまして、計画の内容についてご協議いただくこととしております。

本日は、目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」専門委員会の1回目でございます。目標3の内容につきましてご協議いただきたいと考えております。

ご説明いたします協議資料につきましては、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、課題等を踏まえまして事務局で作成したものでございますが、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、会議資料の確認をさせていただきます。

最初に、会議次第がございます。委員名簿、席図。それから、議題に関する資料といたしまして、A4縦の1枚物の資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」、資料2「第5次福岡市子ども総合計画目標3（協議資料）」でございます。参考資料といたしまして「第4次福岡市子ども総合計画の取り組みについて」「子ども・若者を取り巻く状況について」「福岡市における社会的養育のあり方について」でございます。

また、本日は、皆様の机の上に、第4次福岡市子ども総合計画の冊子をご参考までにお配りしております。

以上、資料が大変多く、恐縮でございますが、不足等がございましたら事務局までお知らせください。資料はございますでしょうか。

議題

（1）目標3専門委員会 会長・副会長の選出について

○事務局 それでは、議題1「目標3専門委員会 会長・副会長の選出について」に移らせていただきます。

専門委員会の会長・副会長につきましては、こども・子育て審議会条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、委員の互選によることとなっております。

どなたかご推薦はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○事務局 それでは、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 ありがとうございます。それでは、会長は安部委員、副会長は大谷委員にお願いしてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 安部委員、大谷委員、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

それでは、会長席、副会長席にご移動をお願いいたします。

(安部委員、大谷委員 会長・副会長席へ移動)

○事務局 それでは、安部会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

議題

(2) 第5次福岡市子ども総合計画 目標3について

○会長 では、早速、議題に入らせていただきます。

まず、議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標3について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局 こども未来局総務企画課です。

第5次福岡市子ども総合計画目標3について、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標3（協議資料）」を一括して説明いたします。

本日は、参考資料といたしまして、A3横の「第4次福岡市子ども総合計画の取り組みについて」、同じくA3横の「子ども・若者を取り巻く状況について」、A4縦の「福岡市における社会的養育のあり方について」を机上に配付しております。

福岡市における社会的養育のあり方については、平成28年の児童福祉法改正後に国の検討会で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を受けて都道府県に求められている社会的養育推進計画を策定するために、平成31年1月に設置した「福岡市社会的養育のあり方検討会」において意見を収集し、取りまとめたものでございます。

この意見のうち、令和2年度から5年間に取り組む内容を「第5次福岡市子ども総合計画目標3（協議資料）」に反映しております。

参考資料は、適宜、ご参照いただければと存じます。

なお、本日お示ししております協議資料の74ページ、75ページに記載しております事業目標及び成果指標につきましては、現在、調整を行っておりますので、整い次第、ご提示させていただきたいと考えております。

では、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」ご説明いたします。A4縦1枚物の資料でございます。

まず、「Ⅰ 計画の概要」でございます。

「1 策定趣旨」といたしまして、子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を総合的、計画的に推進するため策定することといたしております。

「2 計画の位置づけ」といたしましては、福岡市総合計画を上位計画とし、子どもに関する分野の基本的な計画として策定するとともに、前計画と同様、子ども・子育て支援法に基づく福岡市子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく福岡市子ども・若者計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援福岡市行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福岡市ひとり親家庭等自立促進計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく福岡市子どもの貧困対策推進計画として位置づけるものでございます。

「3 計画対象」としましては、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人、団体といたしております。

「4 計画期間」につきましては、2020年度から2024年度までの5年間といたしております。

次に、「Ⅱ 計画の全体像」でございますが、2月の審議会でお示しさせていただきましたとおり、新たな計画につきましては、本市の子ども・子育て施策についてライフステージごとに記載し、妊娠期・乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援施策を明示することにより、市民にとってわかりやすい計画とすることについてご了解をいただいているところでございます。

したがいまして、第5次計画につきましては、目標1として「安心して生み育てられる環境づくり」、目標2として「子ども・若者の自立と社会参加」を掲げますとともに、特に支援を必要とする子どもに対する取り組みについては、目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」を掲げております。

目標ごとの施策については、ご覧のとおりでございます。

以上で、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」の説明を終わります。

よろしければ、引き続き資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標3（協議資料）」について説明いたします。

○会長 この資料1について、質問などはありませんか。

私は一つだけあるんだけど。私は、今、国の健やか親子21の中間報告見直しの委員をしているんです。健やか親子21は10年計画で、5年目なので、中間取りまとめで後期計画をもう一回見直すということを国でやっているんですけど、福岡市は、それはここには関係ないことでしょうか。母子保健の話ですけど。

○事務局 こども発達支援課長です。

健やか親子21の関係は、この計画では、母子保健施策として整理を行っています。

○会長 当然、この専門委員会ではないと思うんですけど、全体の計画の中には、そもそも入らないのかな。確認していただければと思います。

○会長 ほかに資料1について質問など。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 では、続けてお願いします。

○事務局 恐れ入ります、56ページをお開き願います。

ここからは、目標3の各施策についてご説明申し上げます。

まず、「施策10 子ども家庭支援体制の充実」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしまして、こども総合相談センターの児童福祉司や児童心理司を増員し、児童虐待に関する相談、通告を含む相談受理件数の急激な増加に対応するなど、専門的、総合的な介入、支援の充実に取り組みました。

子ども家庭支援センターを増設し、家庭からの相談や区役所等の関係機関からの紹介による相談など、さまざまな相談に対応できる支援体制の充実に取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、区役所、子ども家庭支援センター、こども総合相談センターなどの相談窓口には、子育ての悩み、養育困難、児童虐待、ひきこもりなど、子どもに関するさまざまな相談が寄せられていること、区やこども総合相談センターの面接相談件数は年々増加しており、子ども家庭支援センターの相談件数も開設初年度の約5倍に達するなど、子育て家庭の相談ニーズは非常に高い状況にあること、こども総合相談センターでは、養護相談や障がい相談が集中、増加する一方で、児童虐待など緊急性の高い重篤な事案への対応が求められていること、一般的な子育ての悩みに関する相談から専門的、介入的な支援を要する相談まで、増加するすべての相談に的確に対応するためには、より市民に身近な区役所や子ども家庭支援センターなど、市の相談機関全体の体制強化や役割分担が必要となることを掲げております。

「取組の方向性」でございますが、子どもに関するさまざまな相談について、子どもや家族が適切な機関で必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等に引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備すること、すべての区に子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童相談所と区役所の機能分化を推進するとともに、身近な場所での在宅支援を強化し、児童虐待の発生、再発の予防などに取り組むこと、子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザなどと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進すること、子ども家庭支援センターを増設し、専門的な通所相談機能を強化すること、こども総合相談センターの体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入、支援を充実させることを掲げ、（１）子どもを支える校区の支援体制の充実、（２）区子ども家庭総合支援拠点の整備、（３）子ども家庭支援センターの充実、（４）児童相談所機能の強化、（５）電話相談・通告窓口の一元化、（６）被害に遭った子どもなどへの支援に取り組んでいくこととし、58ページに主な事業を掲載いたしております。

60ページをお願いいたします。

次に、「施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、家庭での養育が一時的に困難な場合に子どもを預かる子どもショートステイについて、利用ニーズの増加に対応して受け入れを拡大するなど、育児不安や養育困難の深刻化を予防する支援の充実に取り組みました。

医療機関を対象に児童虐待に関する相談窓口を設置し、また各医療機関が関わった児童虐待の事例を相互に検討する機会を充実させるとともに、養育状況を確認できないすべての子どもの家庭訪問を実施するなど、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組ましました。

区子育て支援課に対し、支援に関する助言等を行うスーパーバイザーを派遣するとともに、児童相談所、区役所、学校の職員などが参加する合同の研修を実施するなど、児童虐待に対する対応力の向上に取り組ましました。

「現状と課題」といたしましては、児童相談所における児童虐待相談対応件数は5年連続で増加し、平成25年度の4倍を超えており、夫婦間暴力の目撃を含む心理的虐待や身体的虐待に関する相談、通告が増加するとともに、放任虐待に関する相談、通告も依然として高い状況にあること、個々の相談の内容は複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向があること、福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、家庭での子どもへのしつけに関し、母親では32.5%、父親では40.0%の保護者が体罰を容認する考えを持っており、体罰によらない養育の社会的な浸透が課題となっていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、一人一人の子どもが家庭において、安心して心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させること、区役所、要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取り組みを社会全体で推進すること、体罰によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組むことを掲げ、（１）在宅支援サービスの充実などによる未然防止の強化、（２）関係機関の連携による支援や啓発、（３）早期発見・早期対応、（４）再発防止と重篤事例の検証に取り組んでいくこととし、62ページに主な事業を掲載いたしております。

恐れ入ります、64ページをお開き願います。

次に、「施策12 ひとり親家庭の支援」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業や高等学校卒業程度認定資格合格支援事業を開始するとともに、養育費セミナーを開催するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組みました。

児童扶養手当の多子加算を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、福岡市ひとり親実態調査によると、福岡市において、ひとり親家庭の約9割を占める母子家庭は増加し続けており、平成28年度の実態調査では、母子家庭の45%が年収200万円未満であるなど、引き続き経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭への支援が求められていること、同調査によると、母子家庭の10.1%が未婚であり、他のひとり親家庭と同様の負担軽減策が求められていること、また、福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、ひとり親家庭の保護者はフルタイムへの転職希望割合が高く、就業の支援が求められていること、同調査によると、ひとり親家庭では、日ごろ、子どもとの時間が十分にとれない、子どもと一緒に過ごす時間が不足していると感じる割合が高く、子どもだけで過ごす時間が長い傾向にあり、保護者と子どもが接する時間の確保を支援することや放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所を提供することが課題となっていること、自宅での子どもの学習習慣が身につけにくい傾向も見られ、その支援も課題となっていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所できめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援するさまざまな給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組むこと、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活

の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組むことを掲げ、（１）身近な相談支援体制の充実と利便性向上、（２）子育て・生活の支援、（３）就業や自立の支援、（４）経済的支援、（５）養育費の確保に取り組んでいくこととし、65ページに主な事業を整理いたしております。

恐れ入ります、66ページをお開き願います。

次に、「施策13 子どもの貧困対策の推進」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、生活自立支援センターに子ども支援員を配置し、関係機関と連携して生活困窮世帯の支援に取り組みました。

生活保護、生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問や面談を通じて自立に向けた支援に取り組むとともに、不登校等で社会的な繋がりがなく、学習がおこなわれている子どもの支援にも取り組みました。

いわゆる子ども食堂を運営する団体等に対する助成や運営等の支援を開始するとともに、その運営団体を中心とした地域のネットワークづくりのための研修会を開催するなど、貧困等の困難な状況にある子どもを地域で支える活動の支援に取り組みました。

児童扶養手当の多子加算の上限額を増額するとともに、未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど、ひとり親家庭の子育てにかかっている経済的負担の軽減に取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、生活保護世帯の子どもの高校等進学率は、全世帯に比べて低い状況にあること、また、福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、世帯収入が低い世帯では、全世帯に比べて、子どもの自宅学習の習慣が少ない状況にあり、貧困の状況にある子どもに対する学習支援が課題となっていること、放課後に子どもだけで過ごす割合が高く、放課後等に子どもが大人と関わる場や居場所、体験の機会を地域や社会全体で提供することが求められていること、子育てに関して不安や負担を感じる割合が高い一方で、気軽に相談できる人が少ない傾向にあり、子育てに関する相談体制や情報提供を充実させる必要があることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進すること、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策、事業に取り組むことを掲げ、（１）子どもの学習支援の推進、（２）地域の居場所と関わり の充実、（３）中学校卒業後や高等学校等中退・卒業後の切れ目のない支援、

(4) 保護者に対する養育支援・相談支援、(5) 保護者に対する就業支援・経済的支援に取り組んでいくこととし、67ページに主な事業を整理いたしております。

恐れ入ります、68ページをお開き願います。

次に、「施策14 社会的養護体制の充実」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、子どもに関わるNPOと共働して里親制度の普及、啓発や里親に対する支援を実施するとともに、乳幼児里親リクルート事業による乳幼児専門の里親の開拓、養成、ファミリーホームの拡大に取り組んだ結果、里親等委託率は目標値を上回る47.9%となるなど、社会的養護を必要とする子どもに対する家庭養育の推進に取り組みました。

児童養護施設等の小規模化を進めたほか、児童心理治療施設を設置するなど、社会的養護を必要とする子どもに対する適切なケアを提供する環境づくりに取り組みました。

自立援助ホームを増設し、施設や里親等への措置を解除された子どもなどに対する自立支援の充実に取り組みました。

「現状と課題」といたしましては、さまざまな事情で社会的養護が必要になった子どもを家庭と同様の環境で養育するため、里親やファミリーホームによる家庭養育を推進してきた結果、里親等委託率は大幅に上昇するとともに、乳児院と児童養護施設の入所児童数は年々減少していること、登録里親数の継続的な確保とともに、里親養育に対する支援の充実が求められていること、乳児院、児童養護施設を家庭的な養育環境に近づけるため、施設の小規模化を進めていますが、さらに家庭に近い養育や被虐待児童等へのきめ細かなケアを実現するため、家庭や地域の身近な場所に地域分散化された施設の整備を進める必要があり、また、施設の専門性を生かし、地域の子どもや保護者、里親などの家庭を支援する機能への転換が求められていること、里親・施設等への措置期間が長期化しないよう、子どもが法的に永続性を保障された家族を持つ権利を早期に確保するための支援が課題となっていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、家庭養育優先原則に従い、子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう、こども総合相談センター、区役所、フォスティング機関、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組むとともに、若者に関する施策や支援機関とも連携し、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子どもの支援を強化すること、社会的養護を必要とする子どもを家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援、研修などに取り組むこと、小規模かつ地域分散化された乳児院、児童養護施設や職員体制の整備など、さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実を図るとともに、乳児院、児童養護施設等が地域の子ども家

庭や里親家庭を支援するための機能転換等を推進することを掲げ、（１）家庭支援・親子関係再構築支援の充実、（２）里親リクルートと里親等養育の推進、（３）養子縁組への移行支援と養子縁組後の支援、（４）施設機能の向上・転換、（５）自立支援策の充実と若者支援策との連携に取り組んでいくこととし、70ページに主な事業を整理いたしております。

恐れ入ります、72ページをお開き願います。

最後に、「施策15 子どもの権利擁護の推進」について説明いたします。

「これまでの取組と成果」といたしましては、いじめ等の未然防止や早期発見につなげるためのアンケートの実施、児童生徒が主体的に取り組むいじめゼロサミットの開催、保護者、地域等へのいじめ防止に関する啓発などに取り組み、児童生徒のいじめに対する意識は高まっています。

こども総合相談センターの児童福祉司や児童心理司の増員、医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口の設置や研修の実施、区子育て支援課に対するスーパーバイザーの派遣、児童相談所、区役所、学校の職員などが参加する合同研修の実施など、重大な権利侵害である児童虐待に対する対応力を向上させるとともに、社会的養護に措置されている子どもの権利擁護のための啓発や相談支援の充実に取り組みしました。

「現状と課題」といたしましては、福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査によると子どもの人権が尊重されていると感じる市民の割合は7割を超えていますが、引き続き、社会のあらゆる分野においてすべての子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される社会づくりが求められていること、学校では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が増加傾向にあります。学校ごとのいじめの捉え方に差が見られること、社会的養護に措置された子どもたちが意見を表明するための支援など子どもの権利擁護を目的とした施策の充実が課題となっていることを掲げております。

「取組の方向性」といたしましては、児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念について、すべての市民が理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を考慮した取り組みを進めること、いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進すること、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもたちが意見表明できる支援や仕組みづくりなどに取り組み、子どもの権利擁護を推進すること、外国にルーツを持つ子どもを含むすべての子どもが互いの違いを認め合い、ともに生きる心を育む環境づくりを促進することを掲げ、（１）いじめの防止・対応、（２）子どものアドボカシーの推進、（３）子どもの権利の啓発と尊重に

取り組んでいくこととし、73ページに主な事業を整理いたしております。

なお、74ページ以降に、目標3に関する事業目標、成果指標、関連データについてまとめておりますので、ご確認いただければと思います。

議題2「第5次福岡市子ども総合計画 目標3について」に関する説明は以上でございます。ご協議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

まず、全体について、何か意見や質問がありますか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 では、施策10から行きたいんですが、「子ども家庭支援体制の充実」ということですけれども、これに対する質問や意見はありますか。

確認です。全体のことでですけど、これまでの取組と成果というのは、第4次計画についての取り組みとその成果と考えてよろしいでしょうか。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○会長 第4次計画で取り組んだけど、でも、こういう現状と課題がありますということになるんですね。はい、わかりました。

○委員 57ページの(5)のところで電話相談・通告窓口の一元化と書かれているんですが、これは、今、どういう状態で、幾つ窓口があるものを一元化することになるのか教えてください。

○事務局 こども家庭課長でございます。

現状でございますが、虐待通告をはじめといたしまして相談窓口がもちろん児童相談所（えがお館）にございまして、それとあわせまして、7区の子育て支援課も虐待通告を含めたところの相談窓口ということになってございます。

○委員 えがお館プラスそれぞれの区にあるものを一つにするということになるんですか。

○事務局 現状といたしましては、さまざまな相談が入り乱れる形でえがお館それから区役所に来ておりますので、一元化ということでえがお館に電話相談窓口を集約いたしまして、適切にその振り分け、トリアージをして適切な機関につなごうということで、私どもは一元化ということで考えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。わかりました。

○会長 現状と課題の最後のところで「役割分担などが必要となります」と書いてあるんですが、それは大事ですけど、全体の図が欲しい。描けませんか。年齢だったりとか、リスクだったりとか、こういう部分はここが何とかしますみたいな。例えば、総合支援拠点と子育て家庭支援センターと児童相談所がどんなふうに配置されて、どんなふうにカバーするかというような。

○事務局 恐縮ですが、社会的養育のあり方検討会報告書をお手元にご用意しておりますけれども、そちらをご覧ください。

○会長 社会的養育のあり方検討会？

○事務局 はい、社会的養育のあり方検討会からいただいた報告書でございますけれども、ここの20ページに、いただいたご意見を取りまとめておりますので、私どもはこういう形で、今後、仕組みづくりをしていくということを考えているところでございます。

○会長 20ページ。皆さん、わかりますか。私はよくわからない。

つまり、何が言いたいかということ、在宅でのポピュレーションというか、皆さんの相談を受けるところ、それから自分から子育てで悩んで訴えてくる部分、要支援レベルですね。それから、サポートがあれば大丈夫な部分、それから支援拠点や児童相談所がしっかり関わって虐待の発生予防をしなければいけない部分など、どこがどんなふうにカバーしていくかというのを、この絵ではどんなふうに読めばいいんでしょうか。

○事務局 今、児童相談所の中では、虐待の深刻な状況のものから在宅支援をやっていくもの、さまざまなケースを取り扱っているという実態がございますので、ここをきちんと整理して、在宅支援は、基本的に、地域に身近な区役所、今から構築しようと思っております子ども家庭総合支援拠点の役割といたしまして、どちらかという、重篤なというか、専門性が求められる部分の支援については児童相談所に集約していくというような役割分担を考えております。

○会長 そうすると、子ども家庭支援センターはどこに位置づけられるんですか。

○事務局 子ども家庭支援センターにつきましては、えがお館、区の子育て支援課、子ども家庭総合支援拠点、これにいずれも関わる形で、指導委託を受けて連携しながらやっていくと。

ただ、私どもの中では、今言われております子ども家庭総合支援拠点の中で一体的に、この仕組みの中で位置づけるということも、今、検討しているところでございます。

○会長 ごめんなさい、この図ですけど、20ページの図は、右側がリスクが高くて、左側がリスクが低いという意味ですか。

○事務局 右側がというよりも、児童相談所（えがお館）の中に、細かいので恐縮でございますけれども、中等度の虐待ケースの安全確認等、そこで書かせていただいております。

それで、こちらの左側の区の子ども家庭総合支援拠点では、軽度虐待ケースの安全確認や通所機能、在宅支援メニューの拡充、そういう部分での支援をイメージしているということになります。

○会長 軽度虐待ではない、普通の子育ての悩みというのはどうなるんですか。

○事務局 当然ながら、それも、各区に設置を検討しています子ども家庭総合支援拠点の一つの役割ということで考えております。

○会長 いろんな市民からの相談を受ける場所と、それから軽度虐待を含めた、もしくは虐待に行かない要支援レベルですね。子育て不安を持っていたりして自分から悩みを訴えてくる人、そして周りから見て、虐待までは行かないけど心配だなという市民の方を支えるところと、子どもの安全確保を第一義的な対応にしなければいけない部分というのはかなり違う気がするんですよ。

子ども家庭支援センターが記載されていますが、もっと広い、地域子育て支援拠点、本当にこれは地域の居場所としての。これは、ここではなくて、安心して産み育てられる環境づくりのところになるのかもしれませんが、多くの子育て家庭への安心のところと心配な子どもさんとのつながりのところ、そういう全体がわかる図が欲しいんですけど、この20ページだとよくわからない。

○委員 支援拠点がまた新たに提案されているので。今までにも、子育て世代包括支援センターなど、センターや拠点というキーワードがたくさんありますので。いろいろ通告

をする側や相談する側、ユーザーの方から見てわかりやすい図というので、通常、ポピュレーションという入り口ですべての人が相談できる包括的な窓口があって、リスクが上がっていくほど専門性が高くなるというような、そういう3層ぐらいに分けた図解をされる、いろんなところで説明するときにそういうものが使われることが多いと思いますが、これは平面に並んでいるので、どういう流れで、リスクが高くなるに従って上がっていくのかが少しわかりづらいと思いました。

それから、支援拠点というのは、この文章を読むと、かなり専門性が高く、専門的なスタッフの方がそこにいて、そこでアセスメントや支援、場合によっては治療ができるぐらいのイメージなのかなと思ったんですけど、そういうものではないんですかね。専門性というか、拠点のほうにいらっしゃる方、スタッフの内容とか。

○事務局 この中身については、今後、スタッフの体制も検討してまいります。そういうさまざまな在宅支援それから心理相談面、いろいろなスタッフをどう配置するかというのは、今後、検討していきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

20ページの図というのは、社会的養育の全体の体系図ですよ。そういう意味で、在宅支援のところも入るけれども、どうしても、その後、里親のことや養子縁組のことや社会的養育になった部分の子どもの権利擁護が入るんですが、ウエートは在宅支援のところといいますか、在宅支援を手厚くすること、在宅支援といいますか、子育て支援を手厚くすることが結果的に社会的養育の発生活防になってくるわけですね。

だから、そこら辺を、これをだめと言っているわけではなくて、これは社会的養育のビジョンとして、社会的養育としてはいいと思うんですけど、ここの説明として、これでは、逆に言うと専門的過ぎるというか、もう少しざっくりとして、こういう並び、こういうふうな役割分担というか、こういうふうなところをここが担うんですぐらいにさせていただくといいかなとちょっと思ったんです。

ほかに皆さんのほうで何か意見がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 では、次のところ。また何かあれば、戻って議論したいと思いますけど。「施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化」というところで、質問や意見がありますか。

すみません、私ばかりで申し訳ないですが、取組の方向性の三つ目で、体罰によらない子育ての啓発や養育スキルの獲得の支援などに取り組まますと言われているんですけど、具体的なのが。

つまり、児童福祉法改正になって、体罰してはだめですよ、暴力を振るっていたら体

罰になりますよ、体罰禁止ですよというふうになったんですよ。ところが、現状と課題のところ、母親では32.5%、父親では40.0%が体罰を容認する考えを持っているということで、それを考えると、かなり広範囲の人たちに対して、具体的に体罰によらない養育の仕方を教えていく必要があると思うんです。これをどこが、誰がするか。とても膨大な数になりそうだし、どうするかというのは方法がわからないんですけど。

42ページの最初のところで、放置された子どもの保護者に対しても親子関係の再構築ということで、この中には体罰によらない養育の話が出てくるかもしれませんが、そうではない一般的な人たちに「叩いちゃだめよ」と言うだけではなくて、叩かないで、こういう方法で子育てしましょうみたいな、そういったところをどこがどんなふうに担ったらいいんだろうとちょっと思ったんですけど。

○事務局 まさにその点は一般向けの啓発周知ということでございますけれども、10年前に福岡市で官民連携で発足いたしております子ども虐待防止活動推進委員会を中心に、今までも虐待防止について一般市民の方にも発信をしてきているところでございます。

今後、児童虐待防止法の改正等も踏まえまして、体罰はだめですよということを市としても当然ながら啓発周知をしていくわけでございますが、これまでどおり、虐待防止活動推進委員会と連携しながら、しっかりと市民の方に発信をしていきたいと考えています。

○委員 体罰防止というのは、虐待防止推進というところで扱うべき問題でもあるんですけど、本当は子育て支援や子育ての基本というところにも関わっていくことで、虐待につながるから、だめ、絶対というよりも、もっと肯定的に、ポジティブに、暴力を使わずに関わるにはどうするかというのが、きっと市民レベルというか、ポピュレーションアプローチも要るのではないかと思います。社会的養護のほうからのメッセージだと、どうしても犯罪をしていますよというメッセージしか伝わらないので、どちらかというと、子育て支援とかそういったところからのアプローチがうまく連携されるようなものが必要ではないかと思いました。せっかく一般に対して調査をされているので、一般市民レベルでの何か課題として捉えることが必要ではないかと思います。

○委員 今の先生のご意見、とても賛成です。

それから、お母さんだけではなく、お父さんにも伝える必要があるし、先生が言われたように、広い人たちに伝えないといけないので、例えば、教育委員会を巻き込んでというか、教育委員会にお願いして、ふだん、小学校の懇談会や講演会は平日に行われていると思うんですけども、それを例えば土曜日にして、お父さんも参加が可能な時間

帯でできればいいのかなと思いました。

以上です。

○副会長 私も、この問題は結構根深い、日本人の親子関係の体質になっているような部分があると思いますので、アプローチの仕方はさまざまあると思いますけれども、ただ「体罰はだめですよ」と言うだけでは、なかなか本物にはならないのではないかと。

それは、後で出てきますけれども、子どもの権利擁護の考え方で、子どもをどう見るかというところでの親子関係のあり方、先生と生徒のあり方ということになっていくかと思いますので、一人の人格として権利の主体者としている、その文化が浸透するというようなことも一方では必要だというふうに考えて、そういうアプローチの仕方も考える必要があるかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

今言われたみたいに、確かに、体罰はだめですよというメッセージが一方ではあって、もう一つは、体罰によらない、そして子どもを大事にする子育てとはこういうものですよという、それを伝えていく、両方のアプローチが要るのかなと思ったりもしました。

学校で家庭教育学級があっていますよね。何かそういうものや土曜日の参観日に、子育てをどうするか、そして子どもの意見をどう尊重するかみたいなことも含めた、父親も参加できるような取り組みを考えていただけるといいのかなと思ったりもしました。

ほかに。

はい、どうぞ。

○委員 今、体罰という言葉が出ていますが、まず、赤ちゃんが生まれて、保健所が家庭訪問をするのは7カ月ですかね。

○事務局 赤ちゃん訪問ですよ。生後2～3か月頃です。

○委員 赤ちゃん訪問。僕は民生委員ですけど、民生委員も行くのは行きます。行って会うたびに、体罰というかしつけを、ある家庭によれば「自分たちの家庭はこれがしつけですから」と、叩いてするのが昔からの家庭というか、そういうことがまだあるんですよ。だから、絶対に手を上げたらいけないと。親御さんに家庭訪問して会うたびに。

例えば、先ほど出ていますが、授業参観の後など、そういったところでも、必ず手を上げてはいけないということを伝えています。

今、学校は、教育委員会が手を上げたらいけないということで、ほとんど叩いていま

せん。ほとんどというか、目にしませんけど、ある親に言わせれば、「先生が叩かんどなったけん、子どもたちが甘えてきよと」と。はっきり言って、そういう言葉も出るんですよ。

今は、絶対に手を上げたらいけないということになっていますので、そこはきちんと行政のほうも悪いときは悪いということで親のしつけを今していけないと、親のしつけがなっていないから、子どもにすぐ手が上がったということがあるのではないかな。

だから、機会があるたびに、会合のたびにそういうことを発信して行って、みんなにわかる、わかるというか、皆さん、叩いたらいけないことはわかるんですけど、どうしても感情的になりますので、先ほど出た授業参観の後でもいいし、どういうことでもいいので、集まった機会にそういうことをみんなで発散するような組織づくりというか、そういう風潮ができれば、少しはよくなるのではないかと考えています。

○会長 ありがとうございます。

行政だけがしようということではなくて、福岡市の子ども総合計画ですし、福岡市の子どもをどうやって支援していくかということなので、こういうふうに市民で取り組んでいきたいと思いますなことを書けないんですかね。子どもに対して体罰を用いないような子育てをしましょうということを、市民と一緒に、いろんな機関と連携して取り組みますみたいなことを書けないのかな。検討してください。今すぐではなくて。

○事務局 施策11に、社会全体で子どもを見守るなどの表現を入れさせていただいていますが、子ども総合計画全体に社会全体で子どもを支えるという基本的な視点がございます。この目標3に限らず、目標1、目標2につきましても、行政だけではなく、地域、企業、地域団体、さまざまな人たちと社会全体で子どもを育てていくという視点で構成をさせていただいているところです。

○副会長 今の発言に関連すると思いますけれども、全体にわたって、これは行政だけがやる計画ではありませんよということで、今お話があったと思いますが、具体的にテーマを持ったキャンペーンを市民との共働で行うとか、そういう計画があればいいのかなと思います。いじめ防止にしても、体罰防止にしても。虐待防止のキャンペーンは、ずっとこの10年ぐらい積み重ねがあると思いますけれども、そういう具体的なテーマで市民との共働で行うという考えを持ってはどうかなと思います。先生がおっしゃった、そういう具体的な手だてがここに盛り込まれるといいのかなと今思いました。

○会長 ありがとうございます。

これまでの取り組みの中でも、さっき言われた、市民との協議会での虐待防止キャンペーンみたいなものを行っていますよね。それも成果として入れておいていいことだと思うんです。

私は北九州出身で、福岡に来て本当にびっくりするのは、市民の方と行政との連携がすごく盛んで、どちらかというと、市民の方のほうが先行して、一緒にやりましょうよみたいな風土があって、本当にいいパートナーシップができていると思うので、それを生かしたことを書き込めばいいなと思いました。

○副会長 そうですね。

○会長 では、続きまして「施策12 ひとり親家庭への支援」に行きます。

すみません、一つだけ教えてください。現状と課題で、「母子家庭の10.1%が未婚であり、他のひとり親家庭と同様の負担軽減策」という意味がわからなくて、未婚の母子家庭は一般のひとり親家庭とどんな対応の違いがあるのでしょうか。教えてください。

○事務局 これまで、未婚のひとり親の場合は寡婦（夫）控除が適用にならない事業が国の事業の中にもありました。そこについては、昨年度から適用対象者が拡大された事業が多いんですけれども、未婚ということで対象にならないということがございましたので、福岡市もこれまで独自に適用してきた事業をさらに今年度から適用対象事業を拡大しておりますし、国のほうでもそういう改善がなされているという状況です。

○事務局 補足させていただきますと、これまでの取組と成果の二つ目のところに「未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用の対象事業を拡大するなど」ということがございますが、ここが今の説明の部分でございます。

○会長 関連することで、「施策13 子どもの貧困対策の推進」というところで、すみません、これも教えてください。最初の生活自立支援センターは、福岡市はどこがどんなふうに担っているかということを教えてください。

○事務局 保健福祉局の生活自立支援課長です。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されて、福岡市におきましては、中央区天神エルガーラオフィス棟の7階に、生活困窮者の相談窓口として福岡市生活自立支援センターを設置しております。

ここには精神保健福祉士や社会福祉士、キャリアコンサルタントなどの有資格者を18

名ほど配置しており、総合的な相談支援を行っておりまして、こういう子どもさんがいらっしゃる家庭もありますし、そのほか単身者の方など、いろんな方が相談に来られています。

その中で、子どもさんを持たれている家庭からの相談があった場合は、例えば、スクールソーシャルワーカーやえがお館との連携をしながら総合的に支援を行っているところでございます。

また、子どもさんのいる家庭で家賃滞納で住居を喪失するおそれがある相談を受けて、生活保護につながとか、体調が悪いと言われれば病院にお連れしたりとか、就労の支援なども行っております。

○会長 ありがとうございます。

知らないのは私だけ？ いろんな、例えば、さっきの支援拠点の話もそうですが、いい仕事をしているんだけど、知らないところもいっぱいあるので、もしかしたら完成版にはそれぞれの説明が要るのかもしれないなとちょっと思ったりもしました。

それから、すみません、もう一つ。現状のところで、一つ目のポツの最後に「全世帯に比べて」と言って、下三つというのは、全世帯に比べての下三つですか。つまり、ポツが四つあるけれども、最初のポツと2番目、3番目、4番目のポツは別のものかということですか。

○事務局 全世帯に比べて下三つのこういう差が出ているということです。

○会長 次のところは、68ページの取組の方向性では、「家庭養育優先原則に従い」で三つなので、ちょっと表現を工夫してもらったほうがいいかもしれないなど。

ほかに。

○委員 今の先生のご指摘のところは、現状と課題のひし形マークが四つで、同じように見えるから多分わかりにくいので、下の三つを別のマークにしたほうがわかりやすいのかなということをお話を聞いていて思いました。

それから、私からの質問ですけれども、66ページの一番下の（１）子どもの学習支援の推進というのは、具体的にどのようなことをお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

私が個人的に思いますのは、生活保護世帯だけ支援するというのも、その子が生活保護世帯と周囲にわかるのもおかしい話だと思うので、それも難しいと思います。だから、例えば、留守家庭子ども会で、うちの子はもう小学校を卒業したので、現時点でどうか

わからないんですけれども、当時は、お母さんたちの間で「もっと宿題を留守家庭子ども会でやってきてくれたらよかったのにね」という話をいつもしていましたので、留守家庭子ども会でもっと宿題をさせてくれれば助かるというか。そのときに、例えば、大学生のお兄さんたちがちょっと教えてくれれば、生活保護世帯の子も含めて皆さん、広い子どもたちの学習支援になるのかなと思いました。

今、どのようなことをお考えなのか教えてください。

○事務局 教育委員会学校指導課長です。

子どもの学習支援ということでございますが、教育委員会では、ふれあい学び舎事業というものを平成28年度からしております。当初は小学校を対象にしております、市内144校中35校から始めまして、翌平成29年度には70校、そして平成30年度からは全小学校で実施しております。

これは、主に小学校の中学年を対象にしまして、希望児童のみですが、希望した児童には、授業が終わった放課後に残ってプリントの学習であるとか、算数、国語が中心ですけれども、そういった授業を補充学習という形で実施しております。

目的としましては、社会全体で子どもを育む共育というものを教育委員会としては推進しております、この観点により、学校を中心とした地域ぐるみの取り組みとして行っている、そういうことでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございました。

○会長 すみません、今のに関連してですけど、それは担任の先生たち、学校の先生たちが教えているんですか。そうすると、その先生の授業負担になったりしないんですかね。

○事務局 失礼いたしました。説明が不足しておりました。

これに関して対応しています、いわゆる指導しているのは、教員ではなく、地域の方や教職経験者OB、子どもへの直接指導を経験したことがある方を募集しまして、1校に2名から3名の支援指導者にこちらで補助費としてお支払いをして来ていただいているということでございます。

以上でございます。

○副会長 関連したことだと思うんですけれども、少し前に保健福祉局で取り組まれていた生活保護世帯の子どもの支援ですが、貧困対策の一環として取り上げられていたと思

うんですけれども、子どもの居場所づくりと学習支援がセットになったプログラムだったんです。その時に私も関わって、子どもの学習支援については教育委員会と保健福祉局の両方で行われているということについて、何かうまく連携が行われればいいなと思ったんですが、そのあたりは今はどういうふうになっていますでしょうか。

○事務局 事業としまして直接の連携は行っておりませんが、子どもに対することで、情報共有のネットワーク、これからしっかり進めていかなければならないかなとも考えております。

以上です。

○副会長 今も、保健福祉局のほうでも、そういった学習支援というような事業があるのでしょうか。

○事務局 生活自立支援課です。

平成29年度まで、居場所づくりや学習支援ということで、地域の公共施設を利用して生活保護や生活困窮世帯の子どもさんだけを集めて事業をやっていたんですけれども、同じ地域に学校の方でも放課後の遊び場みたいなものがあって、うちの事業に参加している子どもたちが友達を連れて来れないとか、親御さんからは生活困窮の子どもに限っているところに参加させられないというような声もあるなど、課題がありまして、保健福祉局としましては、子どもの人権に配慮した形で事業の整理をしました。

今やっているのは、未成年の子どもがいる生活保護・生活困窮者世帯で親御さんに養育姿勢がないとか、子どもさんにも生活習慣など課題がある家庭に訪問し相談支援をやっているんですけれども、その中の支援メニューの一つとして、不登校の子どもさんなど、社会とのつながりがなく学習が遅れている子どもさんに対して、昨年度から、訪問型で学習支援に行っております。

○副会長 訪問型と言われましたか。

○事務局 はい、訪問型の学習支援です。いわゆる家庭教師ですね。

これは、子どもさんの状況に合わせて、大学生が行ったり、それから本当に社会経験のある方が行かないとまずいなという世帯はそういう方に行っていただいて、実際に26人ほど支援をしているんですけれども、最初は、もう来ないでいいと言う子どもが多いかと思っていました。意外と、休み時間は要らないから続けて勉強を教えてくださいと意欲的な子どもさんもいらっしゃってだんだん学力がついてきています。それから、モデ

ルとなる大人がいない中で、そういった大人と接するという事で、子どもさんが元気になったという報告も受けています。実際、不登校のお子さんが、高校を受験して、単位制や通信の学校も含めますが皆さん合格されてあるんですね。今、保健福祉局では社会とのつながりのない子どもさんに対して、学習支援をやっているという状況でございます。

それ以外のお子さんについては、子どもさんの人権に配慮し、ほかの子どもさんと一緒にやれる放課後学習とか、そういったところにつなげている状況でございます。

以上です。

○副会長 今おっしゃったような困難を私も非常に感じたんですけども、ただ、子どもたちが、何とかして学力が少しでも上がると、ぐぐっと変わっていくということもまた体験しました。

ですので、これは、学力をいかにつけていくかということの視点でも、貧困対策の一つとして教育委員会とも連携の上で丁寧に行われることが大事かなと思ったものですから意見を申し上げました。

○委員 ここで何うべきかわからなかったんですけど、学習支援ということで貧困対策の流れで出てきて、そのところですが、社会的養育の制度の中にいるお子さんの学習支援の何かそういうプログラムというか、母子生活支援施設や養護施設などにおられるお子さんの学習支援、広い意味で貧困ということに関わる方たちですが、それはどこかに入っているんですか。

というのは、養護施設の方とお話ししていると、放課後の学習の面を指導するのにとっても苦勞されているケースが多いので聞いてみたんですけども。

○事務局 社会的養育のあり方検討委員会の中でも若干ご議論いただいているところでございますけれども、アウトリーチの訪問支援という部分で、その中で学習支援という部分も今後必要ではなかろうかと考えておりますので、それは今後の検討課題ということで考えさせていただきたいと考えています。

○委員 先ほど出ていました留守家庭子ども会、現在、僕は学校のいろんな行事に入っていますけど、子どもさんが家に帰っても、共稼ぎで親が家にいないと。その場合に、留守家庭子ども会があるんですけど、各学校、大体あると思いますが、そこに行くときに「ただいま」と言って入るんですよ。そうしたら、指導員がおられまして、「お帰り」と言って、「まず宿題をきなさい」と言って宿題をさせ、時間がまだありますので、終

わった後は運動場で遊んでいいよというような形で、指導員がついていって一緒に遊ぶというようなことが実際にあっています。それで、今、共稼ぎの方が結構多いので、家に帰ってもひとりということになるから、そういう形で、今、7時まで事業として指導員がついています。各学校、多分あっていると思います。僕は博多区のほうですけど、ちゃんとやっていますので。だから、そういう形で宿題もやっているという形で、今、留守家庭子ども会というものがあっております。

○会長 すみません、質問ですけど、その留守家庭子ども会みたいな、そういう家庭の話は、ここで入れることですか。両親そろっていて、共稼ぎで貧困でもないし、だけでも、子育て支援が必要という。

○委員 目標2の施策6になりますかね。

○事務局 目標2に、学童期以降の施策を記載しております。

○会長 ありがとうございました。

すみません、戻るんですけど、学習支援のところで、先ほど言われた貧困のところの訪問型で学習支援を行っているというのは、何番に入る話ですかね。それから教育委員会の方がふれあい学び舎事業というのは、だから（１）と（２）の兼ね合いというか、そこら辺はどんなふうにされているのかということをお教えいただけるとありがたい。

○事務局 厳密にきちんと分かれているというわけではなくて、事業によっては各項にまたがる事業もございますので、それはこの目的に応じて事業を入れていくという形になるかと思います。

○会長 別の話です。（３）の中卒後や高校中退後の切れ目のない支援というところで「社会参加、自立の支援に取り組みます」と言っているんですけど、ここを主体的に担う機関というか、場所はどこを想定されているのかということをお教えてください。

○事務局 青少年健全育成課長です。

子ども・若者育成支援推進法に基づきます子ども・若者支援地域協議会は、さまざまな困難を有する若者の支援ということで設置するようになっておりますが、現在、この協議会がこちらの審議会に位置づけられております。

ただ、実態として、今、そういった動きが行われておりませんので、今後、どのよう

なことができるかを検討して、そういった支援を行っていきたいと考えております。

○会長 ありがとうございました。

福岡市はわからないんですけど、全国的な話を聞くと、市町村の要対協で支援をしていて、18歳になったら、要対協は18歳までなので、要対協としては対応できない。下の子どもがいると、何となくちょっと関わったりはするけれども、主体的に関わらない。だけでも、つなぐところがない。就労支援につなげてとか、いろいろつなげたりするんだけど、そこから落ちたときに、就労が続かなかったときにほったらかしになってしまうみたいな。全国的に、ずっと地域で子どもという範囲で支えてきた仕組みが18歳で切れてしまう、その後どうしようということがよく出ていたので、福岡市はここをしっかりとやってもらうといいかなと期待しました。

ほかにこの部分で。

はい、どうぞ。

○委員 形式的なことで恐縮ですけれども、67ページの（３）の４行目で「県の若者自立相談窓口などが連携し」となっているんですけれども、こうなると人ごとのようになってしまうので、福岡市が主語になるでしょうかから、「が」ではなく「と」にかえたほうが、福岡市が主語になってよろしいのではないかと思いますので、ご検討ください。

○会長 よろしいですか。それでは、「施策14 社会的養護体制の充実」のところ。

○委員 すみません、また形式的なことが続くんですけれども、68ページの取組の方向性のまず一つ目のひし形に、「子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう」で始まる文章があって、４行目で「養子縁組への移行支援に取り組むとともに」、ここまでの話とこれ以降の話は全く別の話なのかなと思います。これ以降は、後段は「若者に関する施策や支援機関とも連携し、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子どもの支援を強化します」ですので、これは一つ別。この後段の、下の1.5行は別の項目として立てたほうがいいのかなと思いました。

少しそれにも関連するんですけれども、取組の方向性の１行目で、ひし形の外に児童福祉法第３条の２の家庭養育優先原則が書かれているんですが、今読んだ後段や三つ目のひし形は家庭養育優先原則と直接関係ないような気がしますから、今四角の外に出ている「家庭養育優先原則に従い」というものを一つ目のひし形の最初に入れたほうがよろしいのではないかと思いますので、ご検討ください。

○会長 ありがとうございます。

ほかにはないですか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 では、次の「施策15 子どもの権利擁護の推進」というところで質問や意見がありますか。

また形式的なことですけど、これまでの取り組みと成果の二つ目のポツのところですが、こども総合相談センターという言い方と、3行目に児童相談所、区役所、ここは児童相談所なんですよ。前もあったような気がするんですけど、こども総合相談センターと児童相談所、用語を統一したほうがいいのかなとちょっと思ったりもしました。用語の問題なので、検討していただければと思います。

ほかはこの部分で。

厚生労働省の調査研究で、今年度、社会的養育に入っている子どものアドボカシーの調査研究が入っていませんでしたっけ。

○事務局 今年度ですか。

○会長 今年度。

○事務局 厚生労働省の今年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業の一覧を掲載したホームページがあるんですけども、その中に、確か権利擁護、アドボカシーは入っていたと思います。

○会長 そうですよ。

○事務局 ええ。ですから、平成29年度、平成30年度行われていたものの継続版を令和元年度もやっているのではないかと記憶しています。

○会長 つまり、何かというと、社会的養育の中に入っている子どもの権利擁護の聞き取りの仕方について、こんなふうにしたらいよというガイドラインを国が示す方向で調査研究や実態調査をしているのではないかと考えていて、だから、それを待つてというか、その結果に基づきみたいな言葉を入れたらいいかなと思ったりしました。

○副会長 今のお話で、ガイドラインづくりが進められているというふうに私は伺ったんですが。調査研究ということでね。子どもの権利擁護ということで、新しい、児童福祉

法の改正から始まった、子どもの権利条約の理念を位置づけるというところから始まった大きな変化の波が起きていると思うんですけれども、自治体でもそういう計画を立てるようにということが出されて、自治体へのガイドラインをつくるという研究が始まって、それは、三菱UFJのいわゆるシンクタンクで委員会を持たれて始まっていると聞いたんですが、違ったんでしょうか。それとの関係で、わかりませんが、今年度中に自治体に向けてのガイドラインが出されるのではないかと思います。

○事務局 三菱UFJが受託した平成30年度の研究では、子ども・子育て調査研究事業の一つとして、児童福祉審議会を活用した仕組みづくりというものがあるわけです。先週ありました全国児童福祉主管課長会議・全国児童相談所長会議で、その研究の一部が説明され、冊子の中に提示されているというところまでは、今、国の動きとしてはあるかなと思います。

○副会長 そのガイドラインは、今年度中につくられて、各自治体に示されるということになるんですか。

○事務局 今後の動きは、私はそこまで把握していないので。今年度もそういった研究事業が行われているということは把握していますけれども、それが今後何を目指していくというところまでは把握しておりません。

○会長 あくまで調査研究事業なので、実態調査だったりとか、こういうふうなやり方でどうですかということで厚生労働省にそれをお返しするんです。厚生労働省の仕事は、それをどんなふうに、通知として出すとか、参考にするだけとか。それはわからないんですけれども。

現行の制度でも、子どもが意見があるときには児童福祉審議会に訴えて、児童福祉審議会が子どもの意見を聞くという仕組みは既にあるんですよね。それをどう活用するか。実際に制度としてはあるんだけど、全国で年間10ケースぐらいしかない、実際はほとんど活用されていないということなので、それを本気でやろうと思うと、かなり丁寧な聞き取りをしたりしなければいけない。ということで、実現可能性はあるんですけど。

今調査研究しているのは、そういう申し立てがあるのではなくて、自動的に施設で子どもと話をして、子どもにアドボケイトの制度として保障していきましょみたいな仕組みをつくったらどうかという議論があっているところなので。だから、児童福祉審議会を利用するということとはまた違うのかな。これは正確には覚えていませんけど。

本来は、すべての子どもの権利擁護の推進ですけど、とりあえずは社会的養護に置か

れている子どもの権利擁護から取り組みましょうというところで、方向性ははっきりしているんですけど、具体的にどんなふうに取り組むかというのはまだ議論が始まったばかりなので、ここの書き方を、どこまでそういう国全体の動きを取り込むかというのは、兼ね合いがありますね。だから、その中でも福岡市はこれをしますというふうに具体的に書いてもいいし、国全体の動きを見て、それに応じた動きをしますという書き方も一方ではあるかもしれないなと思ったところです。

どうぞ。

○委員 二つあるんですが、一つ目は、書き方の提案です。73ページの（２）の三つ目の「児童相談所による一時保護や措置が子どもの意向と一致しない場合などには、福岡市こども・子育て審議会専門部会が子どもの意見を聴取し、児童相談所は審議の結果を踏まえた措置を行う」というのは、私と安部先生と一緒にさせていただいたことがこれに近いかと思うんですけども、2行目の「子どもの意見を聴取し」のところを「聴取・審議し」としたほうが、その後、「児童相談所は審議の結果」につながるのによろしいかと思いました。

もう一つは質問ですけども、80ページの資料の中で、いじめの認知件数の推移が、小学生も2016年から2017年に2倍以上に上がっているんですが、中学生が2016年の38件から515件に、16倍ぐらいになっているので、どうしてこのように急に増えたのか、アンケートの調査のやり方が変わったとか、何か理由があるのか教えてください。

○事務局 教育委員会生徒指導課長でございます。

2016年から2017年にかけて増加している主な理由といたしましては、いじめ防止対策推進法の中で定義がさらに細かく具体的に示されたことや、それに伴って、教育委員会が学校に対して、いじめの未然防止、早期発見をしっかりと啓発してきております。また、これまで先生たちが丁寧に対応してきた小さいいじめでも、しっかり教育委員会に報告していただいています。さらに、先生たちのいじめに対する感度が上がったといったところです。

件数が増えたからといって、ネガティブな捉え方ではなく、前向きに、早期発見の対応が進んできているのではないかと捉えているところでございます。以上です。

○委員 ありがとうございました。

○会長 73ページの一番下の主な事業の中に子ども日本語サポートプロジェクトがあって、「日本語指導が必要な児童生徒が」という、これは多文化共生の話だと思うんですけど

ども、多文化共生やLGBTの子どもへの支援というのは、ここですかね。

○事務局 学校指導課長でございます。

子ども日本語サポートプロジェクトといいますのは、LGBTとかそういう児童が対象ではなく。

○会長 多文化共生は？

○事務局 日本語指導が必要な児童生徒がおりますので、日本語習得の支援を中心に行っているものでございます。

あわせて、その中で、そういった子どもたちは、当然、日本文化と海外の文化の違いに迷い、また悩むこともございますので、日本語指導を通しながら、そういった日本の文化を投げるといいますか、指導をしていく。また一方で、そういう子どもたちが教室に入っていくことで、ほかの児童生徒に対しても、異文化に対する理解を深めていく、そういうきっかけになると考えておりますが、中心としましては、お子さんたちが日本の学校、生活にまずは慣れていくための日本語指導を中心に行っているということでございます。

○会長 ごめんなさい、聞き方が悪かったかもしれません。

そういう多文化共生やLGBTとの共生というのは、全体の計画の中ではどこに入っているのでしょうか。日本語が不十分な子どもさんへの支援というところ、権利擁護というところはここだと思うんですけど。どこかに入っているんですかね、ということをお聞きしたかった。後でも教えていただければいいかもしれません。

○副会長 別のことでよろしいですか。

○会長 はい、別のことで。

○副会長 すみません、もとに戻ることになりますけれども、子どものアドボカシー、意見表明の支援というところですが、これについては、先般の社会的養育のあり方の検討会では随分議論された部分です。

民間でも、随分、この問題については関心が大きくて、アドボケイトの養成が昨年度から始まったり、いろんなことがあります。

ただ、根本的に子どもたちの権利が保障される社会になっていくためには、市民の意

識改革だけではなくて、制度化が非常に重要な意味があると考えていまして、そこにちよど国の動きとして、子どもの権利擁護という形で、中でも子どもの声を直接聞くと、そのことを大事に、また施策にも反映させるべく取り上げていくということが大切になってくると思います。

ただ、今までそういう仕組みがなかったので、新しくこれは検討して、日本に、日本の制度として馴染むようなあり方を考えたいということで、これから市民も行政の方も一緒に検討していきたいということも議論されたところです。

ですので、ちよど国の方針も変わる、変わっていくというか、どんどんはっきりしていくさなかにあるときに、この5年計画が決定されるということでは、今後、いい形でそのことが反映されるような柔軟性があってほしいと思っていますところでは。

本当に端的に表現されているのですが、一つ一つの言葉の背景には、例えば、第三者の機関をつくるとか、子どもの声を直接聞く人をつくる、養成をするというようなことについても随分時間がかかることだと思いますので、こういったことがきちんと第5次の総合計画の中にも反映されるような、そういうものを含むものであってほしいと思っていますところでは。そのことが一つです。

ですから、子どもの権利ということが今までの考え方と格段に違うのは、直接子どもの声を反映させていく仕組みになっていくので、時間はかかるかもしれませんが、これから取り組まれていくということです。

もう一つ申し上げたいのは、子どもの権利の問題というのは、子ども総合計画の中でも全体をカバーする理念であってほしいと思うんです。ですので、ここは目標3というところで議論されていますけれども、全体をカバーするところでは、例えば冒頭の文章とか、そういったところでしっかりと強調していただければと思っていますところでは。

○会長 今副会長が言われた72ページの取組の方向性の1番目に、子どもの意見を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した取組を進めるとありますが、これは主語がないんだよな。これは市民全体ですか。市民全体で進めるという方向で福岡市は取り組みますということであれば、それを強く打ち出してほしいと。

今までのところも含めて、全体的に何かありますか。

○委員 社会的養育のあり方検討会、途中から出ていなかったのですが、その後の議論を私が把握できていなかったところがあるんですけど、体制の充実のところでは、もともとこういう方向性を考えていく上で、子どもさんに有利なアセスメントの充実とか、そういったところをかなり議論されていたような気がするんですが、これはまた目標3と別のところできちんと出てくるんですかね。社会的養護のもとにあるお子さんの生活基盤の調

査などもされていたような気がしたんですけど。このあたりは、今、そう思って読み返してみたら、ここの中ではあまり触れられていないようでして、それが質問です。

社会的養護のもとにあるお子さん方の社会生活の面でのいろんなニーズ、精神保健やメンタルヘルスなど、社会生活機能で支援が必要な、支援ニーズを共通の尺度で評価して、それをもとにいろんな対応や施策を考えていくというような議論がされていて、実際、いろんな施設におられるお子さんが適正な環境に措置されているかをアセスメントする上で。調査されていませんでしたかね。

○事務局 CGASの話でございますか。

○委員 そうです。あのあたりは。

○事務局 それは、まだ今回出しておりませんが、全体的な里親さんとか施設のありようとか、その辺にかかってくる部分だと考えております。全体的なところを反映させていただいているという考えでございます。

○委員 ニーズに応じたという、ニーズという言葉があまり出てこないの、ニーズにはアセスメントが必ずあるのでですね。あまりそこに触れられていないなと思います。

○会長 すみません、今のに関連して質問ですけど、参考資料で配られている社会的養育のあり方検討会の報告書についてという、これは答申になるんですか、計画になるんですか。

○事務局 今回は5年前とスタイルが変わりまして、5年前は、この専門委員会の下、下部組織に検討会を位置づけてやらせていただきましたが、今回は、市の意見聴取の場という位置づけで皆さんにそういう会をつくっていただいてご意見をいただいたということでございますので、答申ではなくて、いただいたご意見を取りまとめたものがこの検討会の報告書という位置づけで、これを市として受けとめさせていただいて、今回の計画に反映をさせていただいたということになります。

○会長 お聞きしたいのは、つまり、ここで、社会的養育のあり方についてこんなふうに計画していますというのは、自動的にそれが福岡市としての計画の中に入っているわけではないということですかね。ここで、こういう方向でとか、都道府県社会的養育推進計画として、都道府県、政令市も定めなければいけませんよね。その計画に基づいて社

会的養育を充実させていくと、そういう縛りがこれにはないんですか。

○事務局 この検討会のご意見、私どもはこれを真摯に受けとめさせていただいているんですけども、このすべてを今回の子ども総合計画もしくは先生がおっしゃった国が求めている都道府県社会的養育推進計画に100%反映するということまでは私どもは考えていないというか、保障はできませんけれども、できるだけこの検討会でいただいたご意見を行政として実現できるレベルで、この5年間でできることを今回の子ども総合計画の目標3の中に反映させていただいたつもりでございますし、今年度末までに国に提出する都道府県社会的養育推進計画、10年計画にもこの検討会のご意見をできるだけ吸い上げさせていただいて、行政としてでき得ると判断したものを反映させていただきたいと考えているわけでございます。

○会長 では、逆に言うと、この第5次計画で立てたものについては策定の義務を市が負うということになるんですか。

○事務局 今日、今まさにご議論いただいている子ども総合計画、具体的なところの数値目標はまだ今日は出しておりませんが、本体並びに数値目標、これについては今後5か年で福岡市として取り組みをさせていただくというところで、今回、ご提示をさせていただいております。

○会長 ほかに何か。

〔「なし」の声あり〕

○会長 それでは、そろそろ審議を終わらせていただきたいと思います。

では、事務局のほうにお返しします。

閉会

○事務局 安部会長、大谷副会長、委員の皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、また大変熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただきましたご意見を踏まえまして、策定を進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

最後に、事務連絡をさせていただきます。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成しまして公表することといたしております。後日、会議録の確認をメールまたは郵便でお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、大変お忙しいところ、恐縮でございますが、次回、8月下旬に第2回の会議をさせていただきたいと考えております。日程等につきましては、また調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、第1回の専門委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

閉 会